大分県屋外広告物条例の手引き

大分県

土木建築部

都市・まちづくり推進課

はじめに

はり紙、立看板、広告板、広告塔など屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど、街の表情の一部になっています。

しかしながら、なされるがままに放置しておけば、無秩序な状態で氾濫しかねません。また、その設置や管理が適正に行われないと、景観を損なうばかりでなく、落下、倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。

このため、大分県では、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止の観点から、「屋外広告物法」に基づき「大分県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示地域、場所、物件等について規制しています。

注　意

※　中核市である大分市においては、「大分市屋外広告物条例」により屋外広告物の規制を行っています。

※　この手引きは、大分県屋外広告物条例の一部についての趣旨を説明したものです。
詳しくは、大分県屋外広告物条例、同条例施行規則をご覧下さい。

※　日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、由布市、姫島村については、屋外広告物事務の一部を権限移譲しており、許可基準等が異なる場合があります。

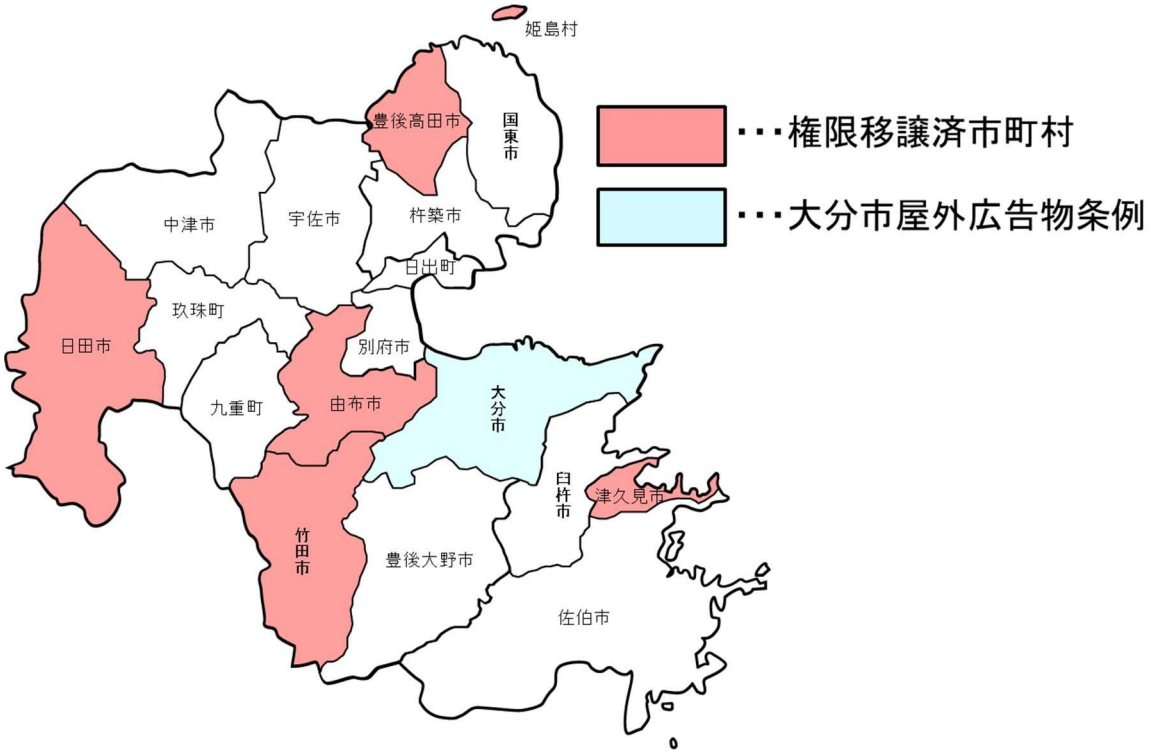

目次

１．屋外広告物とは？ 1
２．屋外広告物等の制限 2
（１）　禁止地域等 2
（２）　禁止物件 4
（３）　禁止広告物 5
（４）　許可地域 5
（５）　適用除外 5
３．屋外広告物等設置の手続 6
（１）　許可申請・許可期間・許可手数料等 6
（２）　広告物の設置後の義務について 9
１　管理義務 9
２　点検義務 9
３　除却義務 10
（３）広告物の設置から除却までのフロー図 10
４．屋外広告業の登録制度について 11
１　屋外広告業とは 11
２　屋外広告業登録申請 11
５．罰則 13

１．屋外広告物とは？

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の４つの要件を満たすものをいいます。

（１）常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

街頭で散布されるビラやチラシの類は屋外広告物には該当しません。これらは電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。

（２）屋外で表示されるものであること。

広告物が建築物等の外側にあることが必要です。したがって、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する場合は屋外広告物法の規制の対象から除外されます。

（３）公衆に表示されるものであること。

たとえば、広告物が建物の外側に表示されるものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向って表示されているようなものは、「公衆に表示」されている、との条件には該当しません。

（４）看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

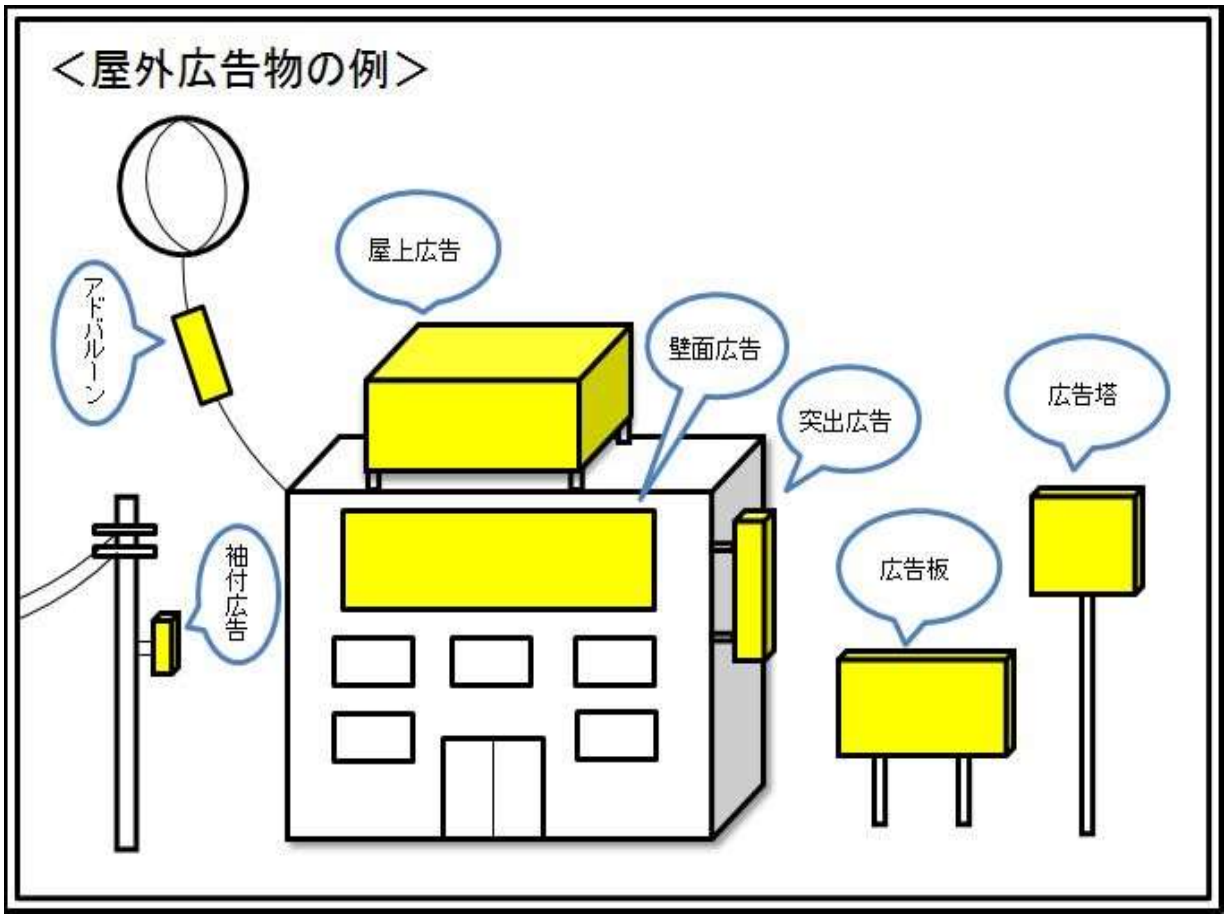

２．屋外広告物等の制限

（１）　禁止地域等

禁止地域等とは、良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止している地域又は場所であり、以下の地域又は場所では、原則として広告物を設置・表示することはできません。

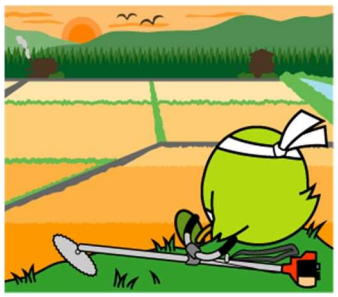

①　第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区

②　準景観地区のうち知事が指定する区域

③　地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

④　市民農園の区域

⑤　文化財保護法により指定された建造物及びその敷地

⑥　大分県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地

⑦　名所、旧跡の風致の保存を目的とした保安林のある地域

⑧　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

⑨　保存樹林（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律により指定）のある地域

⑩　道路及び鉄道等で知事が指定する区間

⑪　道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域

⑫　都市公園及び公園又は緑地の区域

⑬　河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

⑭　港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域

⑮　官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建造物並びにその敷地

⑯　古墳、墓地、火葬場

⑰　その他知事が特に指定する地域又は場所

＜主な禁止地域＞

■大分県屋外広告物規制区分図

令和7年3月31日現在

※大分市については、「大分市屋外広告物条例」により規制されています。

（２）　禁止物件

禁止物件とは、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物の表示等を禁止している物件であり、以下の物件では、（禁止地域であるかどうかに関係なく）原則として広告物を設置・表示することはできません。

①　橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
②　石垣、擁壁の類
③　街路樹、路傍樹、保存樹及びその支柱
④　信号機、道路標識、防護柵（ガードレール）、駒止めの類及び里程標の類
⑤　電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの
⑥　消火栓、火災報知器、火の見やぐら
⑦　郵便ポスト、電話ボックス
⑧　送電塔、変電塔、送受信塔、照明塔
⑨　煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類
⑩　銅像、神仏像及び記念碑の類
⑪　景観重要建造物、景観重要樹木
⑫　その他知事が特に指定する物件
⑬　道路の路面

※⑤以外の電柱も、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板の表示禁止

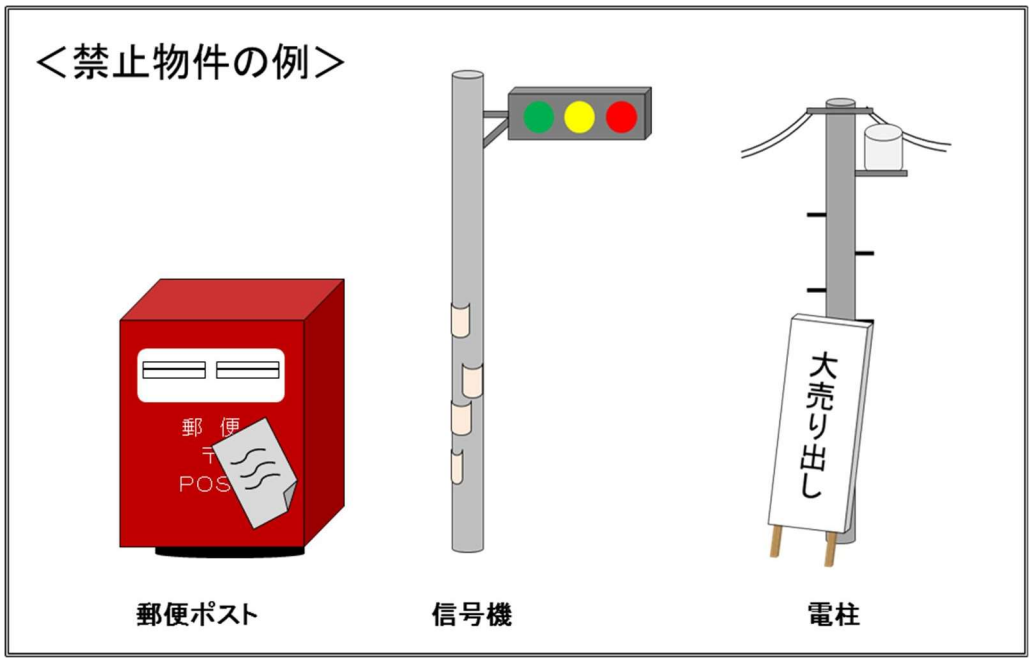

（３）　禁止広告物

禁止広告物とは、禁止地域、禁止物件であるかどうかに関係なく表示等が禁止された広告物のことであり、大分県屋外広告物条例では以下の広告物について表示等を禁止しています。

① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
② 著しく破損し、又は老朽したもの
③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（４）　許可地域

前述した禁止地域を除き、全県許可地域としています。

※　中核市である大分市においては、「大分市屋外広告物条例」により屋外広告物の規制を行っています。詳細は大分市（０９７－５３４－６１１１）までお問い合わせ下さい。

★許可の基準→１４ページ

（５）　適用除外

屋外広告物はきわめて広い概念です。日常生活の中に登場する屋外広告物（個人住宅の表札等も含まれる）のすべてを規制の対象とするのは市民生活の上からも適当でないため、自家用広告物など社会生活を営むうえで最低限必要な一定の広告物等は、規制のうち一定の事項の適用除外があります。

★適用除外の基準→１７ページ

Point！！　　自家用広告物とは？？
→自己の名称や店名、事業内容等を表示するために、
　自己の店舗、事業所に表示する広告物です。

３．屋外広告物等設置の手続

（１）　許可申請・許可期間・許可手数料等

１　新たに広告物を表示しようとする場合の提出書類（新規申請）

①屋外広告物許可申請書（２部）

②材料及び構造に関する仕様書並びに設計図

③意匠、色彩及び形状並びに表示の寸法及び面積（変形のものは面積計算方式）を表示した書面

④照明又は音響を伴うものはその概要を記載した書面

⑤建築を利用するものにあっては建築物との関係を表示した書面

⑥表示又は設置場所付近の状況見取図

⑦（道路又は鉄道等から展望を目的とするもの）その場所から道路又は鉄道等までの距離及び他の同種の広告物又は広告物を掲出する物件までの距離を表示した書面

⑧設置場所が他人の所有又は管理に属するときはその承認を証する書面

※管理者に資格が必要な場合、それを証する書面が必要です。

２　許可期間後も引き続き広告物を表示する場合の提出書類（更新申請）

①屋外広告物更新許可申請書（２部）

②広告物等の現況のカラー写真（申請前３ヶ月以内に撮影したものに限る）

③屋外広告物安全点検報告書（申請前３ヶ月以内に行った点検の結果を記録したもの）

※はり紙などの簡易広告物の場合は①のみ

★申請期限

許可期限満了の日の１ヶ月前（許可期間が１ヶ月以内の場合は５日前）まで

３　既に許可を受けている広告物を変更（改造）する場合の提出書類（変更申請）

①屋外広告物変更（改造）許可申請書（２部）

②上記１の添付書類（②～⑧）のうち、変更事項に関連のある書類

※　変更（改造）許可申請が不要な場合

- 形状又は構造に変更をきたさない改造又は修理
- 意匠、色彩又は表示の面積に変更をきたさない塗装替え

４　設置許可等の申請窓口

設置場所	申請先	
国東市	国東土木事務所	国東市国東町安国寺 786-1
	建設・保全課　管理班	０９７８－７２－１３２１
別府市・杵築市・日出町	別府土木事務所	別府市大字鶴見字下田井 14-1
	管理課　管理班	０９７７－６７－０２１１
臼杵市	臼杵土木事務所	臼杵市大字臼杵字洲崎 72-254
	管理・保全課　管理班	０９７２－６３－４１３６
佐伯市	佐伯土木事務所	佐伯市長島町 1-2-1
	管理・保全課　管理班	０９７２－２２－３１７１
豊後大野市	豊後大野土木事務所	豊後大野市三重町市場 1123
	建設・保全課　管理班	０９７４－２２－１０５６
玖珠町・九重町	玖珠土木事務所	玖珠郡玖珠町大字塚脇 137-1
	建設・保全課　管理班	０９７３－７２－１１５２
中津市	中津土木事務所	中津市中央町 1-5-16
	管理・保全課　管理班	０９７９－２２－２１１０
宇佐市	宇佐土木事務所	宇佐市大字法鏡寺 235-1
	建設・保全課　管理班	０９７８－３２－１３００
日田市	日田市役所	日田市田島 2 丁目 6 番 1 号
	都市整備課　都市計画係	０９７３－２３－３１１１
津久見市	津久見市役所	津久見市宮本町 20 番 15 号
	まちづくり課　都市計画班	０９７２－８２－４１１１
竹田市	竹田市役所	大分県竹田市会々1650 番地
	建設課　道路管理係	０９７４－６３－１１１１
豊後高田市	豊後高田市役所	豊後高田市是永町 39 番地 3
	都市建築課　都市計画係	０９７８－２２－３１００
由布市	由布市役所	由布市庄内町柿原 302 番地
	都市景観推進課　景観・公園係	０９７－５８２－１１１１
姫島村	姫島村役場	東国東郡姫島村 1630 番地の 1
	総務課	０９７８－８７－２１１１
大分市	大分市役所	大分市荷揚町 2 番 31 号
	まちなみ企画課　景観推進担当班	０９７－５３４－６１１１

５　許可の期間

広告物の種類	許可の期間
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及び気球	１ヶ月
地上から広告物の上端までの高さが４ｍを超えるもの	３年
地上から広告物の上端までの高さが４ｍ以下の広告物で、自主的に有資格者による管理･点検を行うもの	
その他の広告物	１年※

※ただし、屋外広告士などの資格を有する者が管理・点検をした場合、３年となる。

６　許可の手数料

はり紙		１枚	５円
広告旗又は立看板等		１枚	２６０円
広告幕		１枚	４８０円
気球		１個	１，３００円
電柱又は鉄柱の巻付又は突出広告		１個	２６０円
その他の広告物又は掲出物件	０．５㎡未満	１個	１６０円
	０．５㎡以上１㎡未満	１個	２６０円
	１㎡以上２㎡未満	１個	４２０円
	２㎡以上５㎡未満	１個	１，０５０円
	５㎡以上１０㎡未満	１個	２，１００円
	１０㎡以上１５㎡未満	１個	３，２００円
	１５㎡以上２０㎡未満	１個	４，２５０円
	２０㎡以上２５㎡未満	１個	５，３００円
	２５㎡以上３０㎡未満	１個	６，３５０円
	３０㎡以上３５㎡未満	１個	７，４００円
	３５㎡以上４０㎡未満	１個	８，５００円
	４０㎡以上	１個	※３

※１　照明を伴うものについては、上記の金額にその１０割を加算する。

※２　広告物又は掲出物件の変更により面積が増大した場合の手数料の金額は、新たに算出した手数料の額と既に納付した額との差額とする。

※３　４０㎡以上の手数料算定式は以下のとおり。

手数料額（円）＝８，５００＋（面積（小数点以下切り捨て）－３９）×４２０

（２）　広告物の設置後の義務について

広告物の設置後は

①補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務（**管理義務**）

②許可の更新ごとに広告物の劣化及び損傷の状況を点検する義務（**点検義務**）

③許可期間満了等により遅滞なく除却する義務（**除却義務**）

があります。

１　管理義務

１　管理者の設置が必要な広告物

全ての広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及び気球を除く）

２　管理者に特定の資格を要する広告物

設置許可の期間が３年の広告物（地上から広告物の上端までの高さが４ｍを超えるもの）の管理者は、次のいずれかの資格を有する者でなければなりません。

・屋外広告士

・広告美術科の職業訓練指導員免許所持者・広告美術仕上げの技能検定合格者・広告美術科の職業訓練修了者

・１級建築士及び２級建築士

３　屋外広告物管理に関する各種届出

次のいずれかに該当する場合は、届出が必要となります。

・　新たに管理者を置いた場合

・　表示者、設置者、管理者に変更があった場合

・　表示者、設置者、管理者の住所、氏名等に変更があった場合

２　点検義務

１　定期的に点検が必要な広告物

全ての広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及び気球を除く）

２　有資格者による点検を要する広告物

設置許可の期間が３年の広告物（地上から広告物の上端までの高さが４ｍを超えるもの）の点検は、次のいずれかの資格を有する者が行わなければなりません。

・屋外広告士

・広告美術科の職業訓練指導員免許所持者・広告美術仕上げの技能検定合格者・広告美術科の職業訓練修了者

・１級建築士及び２級建築士

・屋外広告物点検技能講習修了者

３　点検時期、点検結果について

点検は更新申請の申請前３ヶ月以内に行わなくてはなりません。点検結果は「屋外広告物安全点検報告書」に記載し、更新申請時に添付書類として提出します。

３　除却義務

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要なくなったときは、広告物を遅滞なく除却し、その旨を届出なければなりません。

（３）広告物の設置から除却までのフロー図

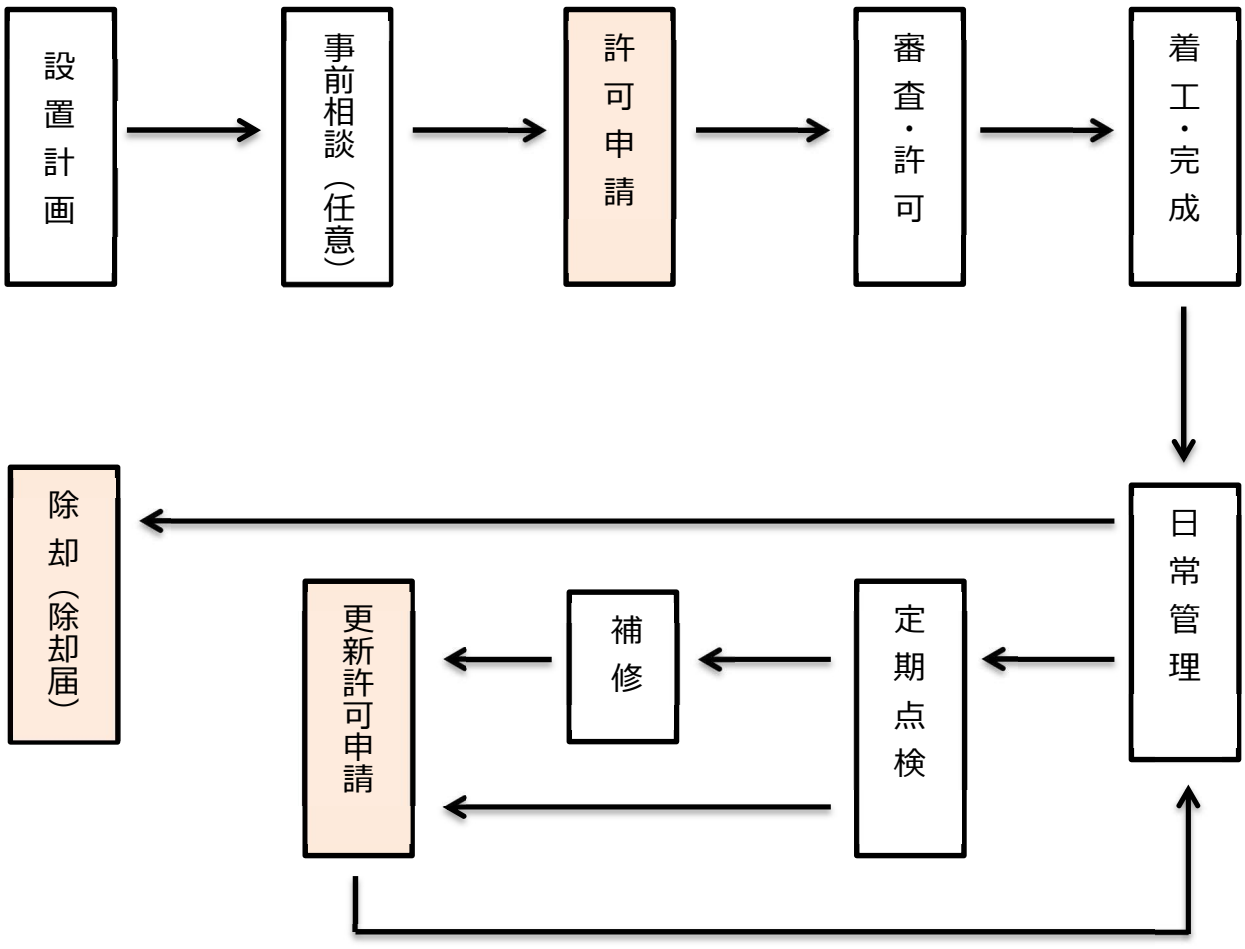

４．屋外広告業の登録制度について

大分県の区域内で屋外広告業を営もうとする場合は、大分県知事の登録を受ける必要があります。

※　大分市内で営業を行う場合は大分市長の登録を受ける必要があります。

１　屋外広告業とは

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

営業所を大分県内に有していない場合であっても、大分県内で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事等を行おうとする場合には、登録が必要です。

Point！！　　屋外広告業に該当しない業態の例

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を、業として請け負わないような広告代理業等

屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行わない場合

２　屋外広告業登録申請

１．業務主任者の専任

屋外広告業の登録をするには、営業所ごとに業務主任者を選任する必要があります。

業務主任者は以下のいずれかの資格が必要です。

①屋外広告士

②講習会修了者

③広告美術科の職業訓練指導員免許所持者・広告美術仕上げの技能検定合格者・広告美術科の職業訓練修了者

２　登録申請手数料について

新規・更新ともに１０，０００円です。

３　登録期間と期間の更新について

登録の有効期間は５年で、引き続き屋外広告業を営む場合は、有効期間満了日の３０日前までに登録の更新の申請を行う必要があります。

４．登録申請の窓口

登録申請の受け付けは、県下各土木事務所において行っています。

※　更新の申請は、新規登録申請をした土木事務所に行ってください。

※　大分市に登録する場合は大分市役所が窓口になります。

屋外広告業登録申請窓口		
豊後高田土木事務所	豊後高田市是永町 39	０９７８－２２－２２８５
国東土木事務所	国東市国東町安国寺 786-1	０９７８－７２－１３２１
別府土木事務所	別府市大字鶴見字下田井 14-1	０９７７－６７－０２１１
大分土木事務所	大分市向原西 1-4-2	０９７－５５８－２１４１
臼杵土木事務所	臼杵市大字臼杵字洲崎 72-254	０９７２－６３－４１３６
佐伯土木事務所	佐伯市長島町 1-2-1	０９７２－２２－３１７１
豊後大野土木事務所	豊後大野市三重町市場 1123	０９７４－２２－１０５６
竹田土木事務所	竹田市大字竹田字山手 1501-2	０９７４－６３－２１０８
玖珠土木事務所	玖珠郡玖珠町大字塚脇 137-1	０９７３－７２－１１５２
日田土木事務所	日田市城町 1-1-10	０９７３－２３－２１４１
中津土木事務所	中津市中央町 1-5-16	０９７９－２２－２１１０
宇佐土木事務所	宇佐市大字法鏡寺 235-1	０９７８－３２－１３００

５．罰則

この条例に違反すると、罰則が適用される場合があります。

◆　１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金

・登録を受けないで屋外広告業を営んだとき
・不正の手段により屋外広告業登録を受けたとき
・屋外広告業営業停止の命令に違反したとき

◆　５０万円以下の罰金

・条例の規定に違反する広告物等に対する知事の措置命令に違反したとき

◆　３０万円以下の罰金

・禁止地域等、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をしたとき
・許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）したとき
・許可期間の満了、許可の取消し等による広告物等の除却義務に違反したとき
・屋外広告業の登録事項の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
・業務主任者を選任しなかったとき

◆　２０万円以下の罰金

・広告物等及び営業に関する報告等の拒否、虚偽報告、検査拒否、妨害等の場合

◆　５万円以下の過料

・廃業等の届出を怠った場合
・標識を掲げない場合
・帳簿の不備、不記載、虚偽記載、又は帳簿を保存しなかった場合

別表第1

■ 一般基準

1 都市美、自然美をそこなわないように色彩、形状、意匠、個数等が周囲の環境に調和したものであること。

2 夜間の照明を主とした広告物は、点滅の速度がゆるやかで、かつ、昼間においても良好な景観若しくは風致を害しないものであること。

3 材料は、良質なものを使用し、風雨又は軽微な衝動によって破損、落下、倒壊の危険がないものであること。

■ 許可基準

		商工業地域	商工業地域以外の地域
野立看板	広告板、広告塔及びサインポール	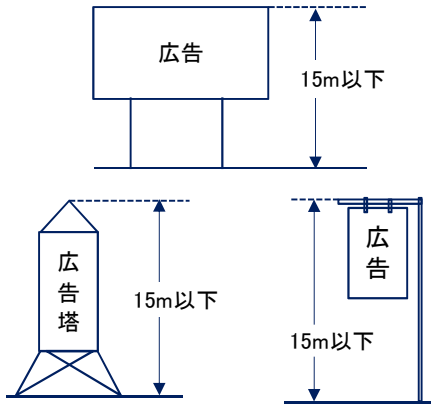 ○一表示面の表示面積は３０㎡以内 ○道路上に突出したものでないこと。 ○道路及び鉄道等からの距離が１００ｍ以上のものにあっては表示面積が５０㎡以内、高さ２０ｍ以下とする。	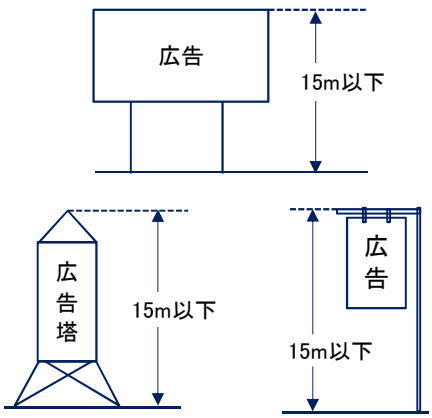 ○一表示面の表示面積は２０㎡以内 ○道路上に突出したものでないこと。 ○道路及び鉄道等からの距離が１００ｍ以上のものにあっては表示面積が５０㎡以内、高さ２０ｍ以下とする。

備考１ 商工業地域とは、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

２ 一表示面の表示面積とは、同一の工作物において、同一方向に表示する広告物の表示面積の合計のことをいう。

建築物を利用するもの	屋上広告	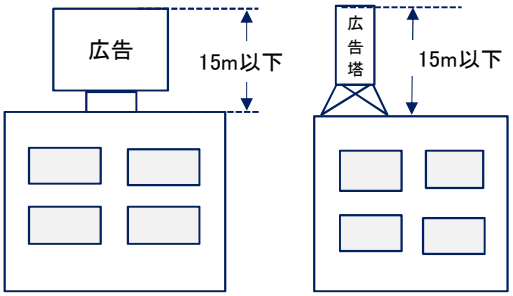 ○広告物の高さは、１５ｍ以下、かつ、建築物の高さの３分の２以下
	壁面広告	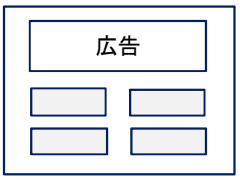 ○広告物の表示面積の合計は、一壁面の２分の１以内
	突出広告	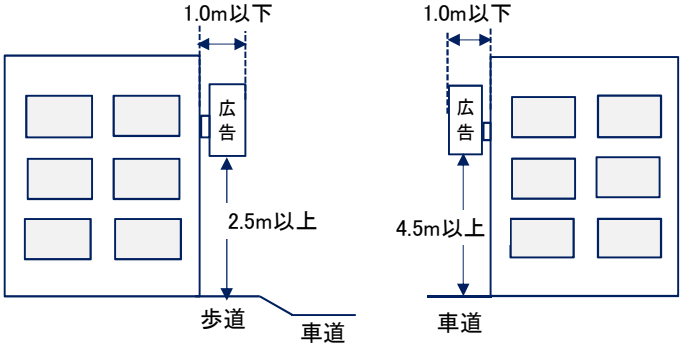 ○広告物の表示面積は、２０㎡以内

<table>
<tr><td>建築物を利用するもの</td><td>つり下げ広告</td><td> 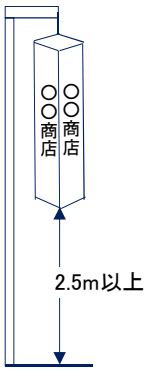

○広告物の表示面積は２０㎡以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電柱の類を利用するもの</td><td>電柱及び鉄柱の広告</td><td> 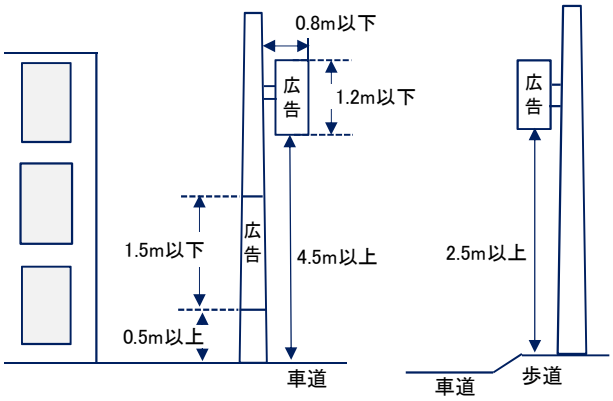

○電柱一本につき袖付広告、巻付広告各１個
○傾斜した電柱類、支柱に巻付不可
○直接描出不可
○道路上の電柱の広告物は、蛍光塗料等の使用不可</td></tr>
<tr><td>街燈広告</td><td> 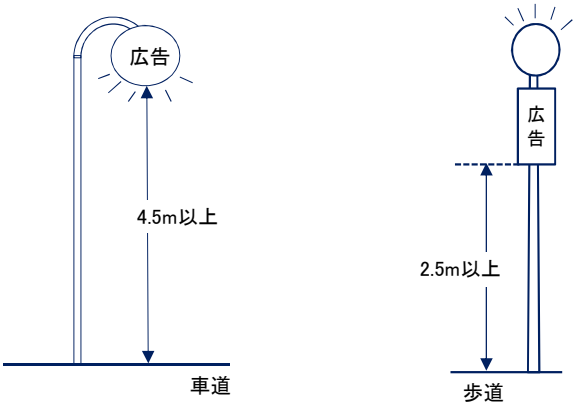

○直接描出不可
○街燈１本につき１個
○照明を伴う広告物の表示面積は、照明部分の3分の2以内</td></tr>
<tr><td>その他の広告物</td><td>アド・バルーン（気球広告）</td><td> 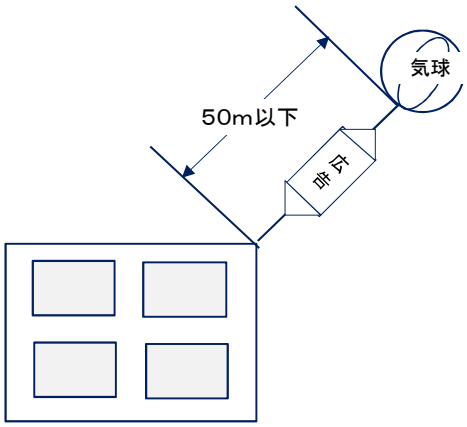

○気球の内容積８㎥以内</td></tr>
</table>

その他の広告物

アーケード添加広告

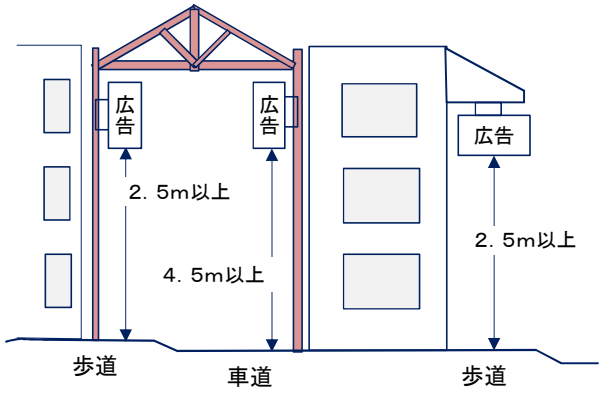

- ○規格を統一すること
- ○一商店に1個
- ○片面積1㎡以内
- ○車道に面する側への表示不可

アーチ広告横断幕

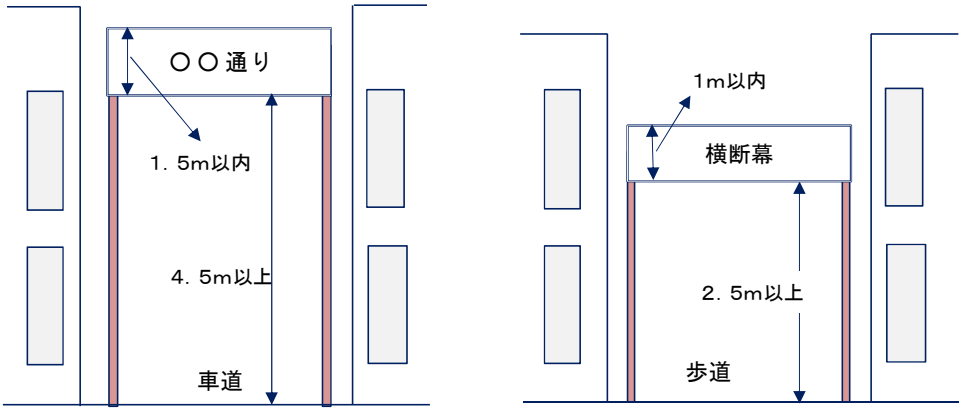

はり紙 はり札等 広告旗 立看板等

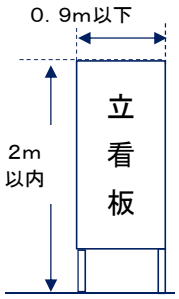

- ○ポスター、はり紙、はり札等の表示面積は０．５㎡以内
- ○はり札等の表示数は一壁面に2個以内
- ○広告旗、立看板等は、幅0．9m以下、長さ2m以内（脚の長さを含む）

照明式バス停留所標識添加広告

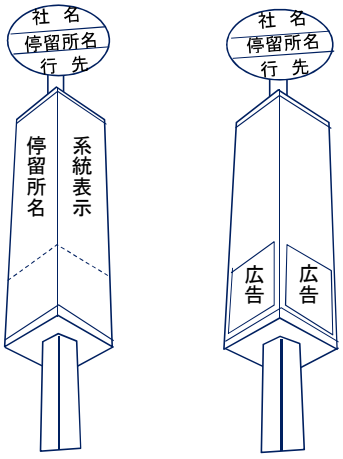

- ○広告物の個数は、進行車両の非対向面及び歩道面の２個
- ○広告物の広さは、照明表示ボックスの各表示面積の３分の１以下
- ○広告物の位置は、照明表示ボックスの最下段

大分県屋外広告物条例　適用除外一覧

			適用除外の広告物等 ＼ 適用除外の項目	地域		物件
				禁止地域等（第3条）	許可地域（第5条）	禁止物件（第4条）
大分県屋外広告物条例第６条	第１項	①	法令の規定により表示する広告物等	掲出可能 許可不要	掲出可能 許可不要	掲出可能 許可不要
		②	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等			
		③	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等			
	第２項	④	自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの	掲出可能 許可不要	掲出可能 許可不要	掲出不可
		⑤	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの			
		⑥	冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物等			
		⑦	講演会、展覧会、音楽会等のための会場の敷地内に表示する広告物等			
		⑧	人、動物、車両、船舶等に表示される広告物			
		⑨	地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物			
	第３項	⑩	石垣、擁壁の類、送電塔、変電塔、送受信塔、照明塔、煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類、景観重要建造物及び景観重要樹木にその所有者又は管理者が表示する自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの			掲出可能 許可必要 ※1
		⑪	第４条第１項の禁止物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物			掲出可能 ※2
		⑫	⑩、⑪に掲げる掲出物件			⑩、⑪に準じる
	第４項	⑬	政治資金規正法第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの	掲出不可	掲出可能 許可不要	掲出不可
	第５項	⑭	④以外の自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの	掲出可能 許可必要		掲出不可
	第６項	⑮	道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物等で規則で定める基準に適合するもの	掲出可能 許可必要		
	第７項	⑯	公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合	掲出可能 許可不要	掲出可能 許可不要	掲出可能 許可不要

＜注＞
※　上記一覧表は、大分県屋外広告物条例第6条を解説したものであるため、一部条例と異なる表現がある。
※1　④よりも厳しい基準が設けられているため、⑩に該当すれば④の適用除外にも該当し許可が不要となる。
※2　⑤の基準に該当すれば許可不要。それ以外は許可が必要。

別表第2

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>許可を受けることで
禁止地域に掲出できる自家用広告物
（条例第6条第5項）</th><th>許可不要で
全ての地域（禁止地域・許可地域）に掲出できる自家用広告物
（条例第6条第2項第1号）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">自家用広告物</td><td colspan="2">表示面積の合計</td><td>1住所又は事業所、営業所等当たり
40㎡以内</td><td>1住所又は事業所、営業所等当たり
20㎡以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>○道路上に突出したものでないこと</td><td>○道路上に突出したものでないこと

○地上から広告物等の上端までの高さが4m以下
（壁面に直接描写されたものを除く。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立看板</td><td>広告板、広告塔及びサインポール</td><td> 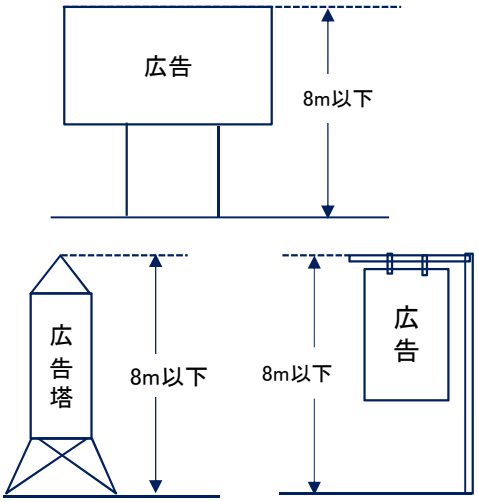

○一基当たり表示面積１５㎡以内
○表示面積の計算は公衆に広告として見える各面を合計した面積とする。</td><td> 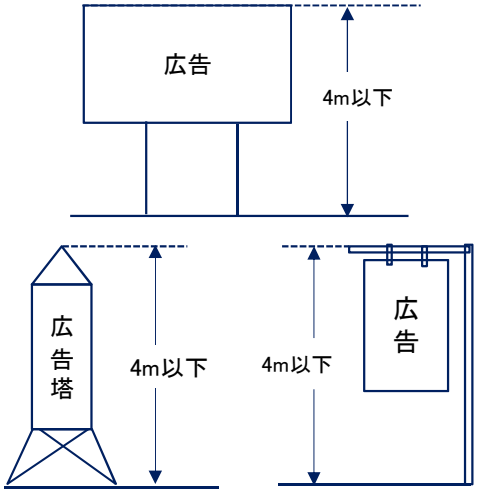

○一基当たり表示面積１０㎡以内
○表示面積の計算は公衆に広告として見える
各面を合計した面積とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物を利用するもの</td><td>突出広告</td><td>○１住所又は事業所、営業所等当たりの合計表示面積８㎡以内
 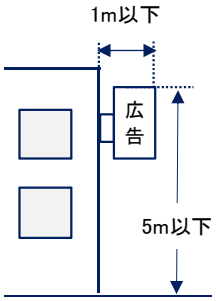
</td><td>○１住所又は事業所、営業所等当たりの合計表示面積５㎡以内
 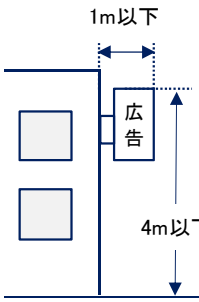
</td></tr>
<tr><td>壁面広告</td><td>○1住所又は事業所、営業所等当たりの合計表示面積8㎡以内
○１壁面の２分の１以内
 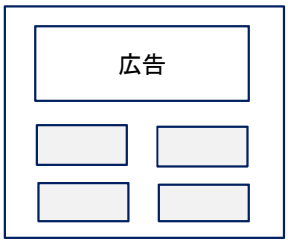
</td><td>○1住所又は事業所、営業所等当たりの合計表示面積5㎡以内
○１壁面の２分の１以内
 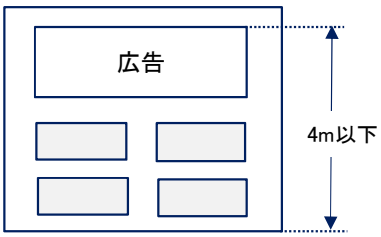
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">自家用広告物</td><td rowspan="2">建築物を利用するもの</td><td>屋上広告</td><td>不許可</td><td>〇1住所又は事業所、営業所等
当たりの合計表示面積10㎡以内
〇禁止地域掲出不可
 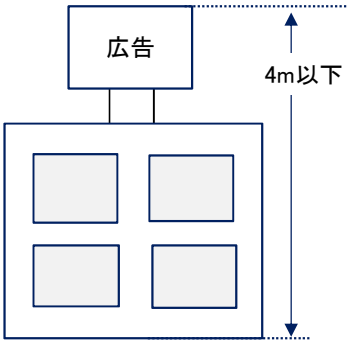 </td></tr>
<tr><td>へいに設ける広告物</td><td>不許可</td><td>〇1住所又は事業所、営業所等
当たりの合計表示面積5㎡以内
〇１壁面の３分の１以内
〇禁止地域掲出不可
 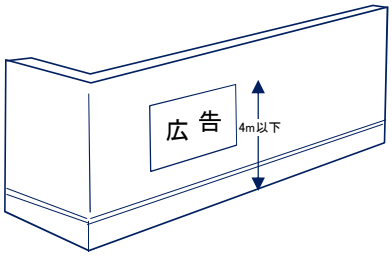 </td></tr>
<tr><td>管理用広告物</td><td colspan="3">許可不要で
全ての地域（禁止地域・許可地域）に掲出できる管理用広告物
（条例第6条第2項第2号）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"> 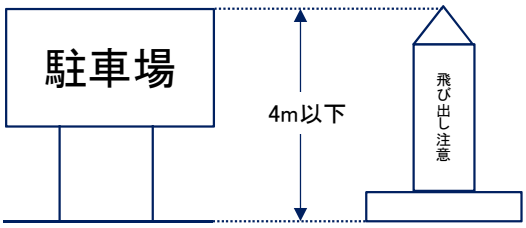
〇表示面積３㎡以内
〇地上から広告物等の上端までの高さが４ｍ以下</td></tr>
</table>

禁止物件に自己の氏名等を表示する場合

許可を受けることで
禁止物件に掲出できる自家用広告物
（条例第6条第3項第1号）

条例第４条第１項第２号	石垣、擁壁の類	に掲げる物件に 自己の氏名等を表示する場合
第８号	送電塔、変電塔、送受信塔、照明塔	
第９号	煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類	
第１１号	景観重要建造物、景観重要樹木	

〇禁止地域内の広告物の表示面積：2㎡以内
〇許可地域内の広告物の表示面積：3㎡以内

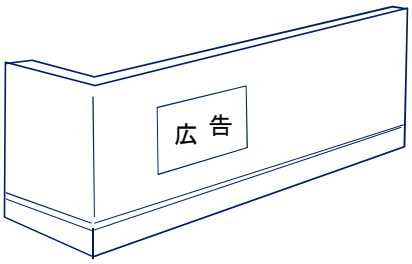

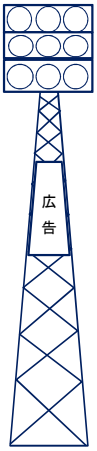

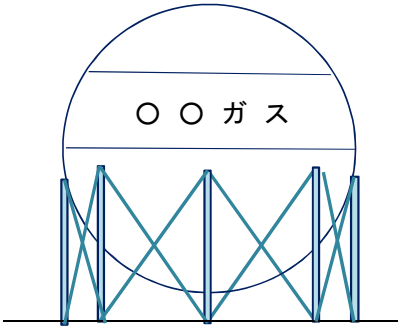

公益上必要な施設・物件

公益上必要な施設・物件に寄贈者名等を表示するもの
（条例第6条第7項）

〇寄贈者名等の表示面積は０．５㎡以内

〇表示方向から見た場合の施設又は物件の外郭内を一平面とみなしたものの１０分の１以内

〇表示数は一施設または一物件当たり１個

ゴミ箱

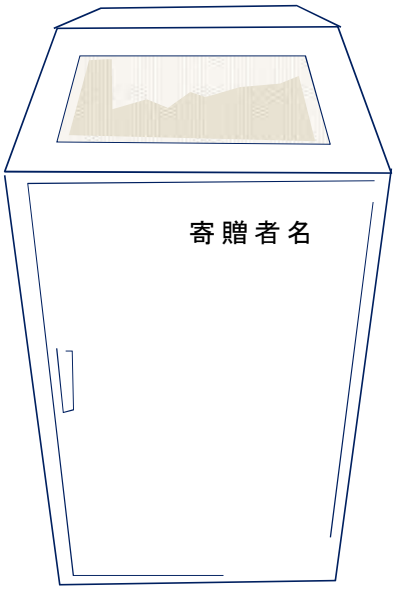
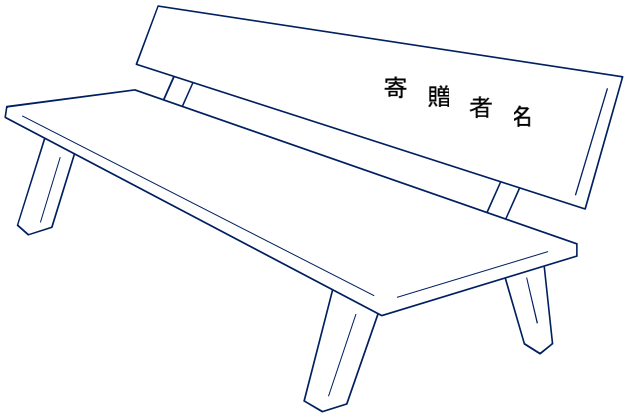
ベンチ